

平成 29 年4月 15 日会員総会にて了承

田和山サポートクラブ会則

第1 名称・所在地

本会は「田和山サポートクラブ」と称します。本会の事務所は、松江市乃白町 32-3番地(郵便番号 690-0045)・田和山館内に置きます。

第2 目的

本会は、住民の力を結集し、松江市と協力して、田和山遺跡を含む田和山史跡公園(以下「遺跡等」という。)の維持及び活用を図る事業を行い、子供たちのふるさと学習や歴史まちづくり等に寄与することを目的とします。

第3 事業

本会は第2の目的を達成するため、次の事業を行います。

- (1) 松江市の史跡田和山遺跡活用事業補助金交付要綱第2条に定める
諸事業
- (2) 観光客を含めた来訪者に対する遺跡等の説明や案内、パンフレットの配布等
- (3) 遺跡等維持のための監視活動や清掃活動等
- (4) 遺跡等活用のための地域住民や関係団体等との連携並びにイベントの共同開催等
- (5) 遺跡等を郷土の誇りとして伝承するための子供達への啓発等

(6) 遺跡等の維持活用のための募金運動等

(7) その他会長が必要と認めた事項

第4 会員

本会の会員は次の2種類とします。

(1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人及び団体

第5 会費の納入

会員は、総会において別に定める会費を納めるものとします。

第6 会員資格の喪失

会員は、次の各号の一に該当する場合、その資格を喪失することになります。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

第7 役員及び職務

本会に次の職務を有する役員を置き、総会において会員の互選により選出します。

なお、その任期は2年とします。

○会 長 1名 本会を代表し、会務を統括します。

○副会長 1名 会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代行します。

○理 事 8名以上 10名以内 本会の各事業の実施及び事務を担当します。

○監 事 2名 本会の業務を監査します。

第8 顧問

本会に顧問を若干名置くことが出来るものとします。顧問は本会の発展に寄与した個人、あるいは本会の発展のために必要な助言等を行なう有識者を会長が推薦し、総会において承認するものとします。

第9 会計

本会の会計は、毎年4月1日から翌年3月 31 日までを会計年度とし、会の経費は、会費、寄付金、補助金、事業参加費及びその他の収入で賄います。

第10 総会

本会の総会は、通常総会と臨時総会の2種類とし、通常総会は年に1回毎年4月に開催し、臨時総会は必要のつど会長が招集します。なお、総会は正会員総数の過半数の出席により成立するものとします。

また、総会の議長は会長が務め、総会における決議は出席者の過半数の同意をもって決するものとします。

2 総会は、会則、事業計画、予算・決算、役員、その他会の運営に関する重要事項について審議決定します。

第11 理事会

理事会は、本会の会長、副会長及び理事をもって構成し、理事等の過半数をもって成立するものとします。なお、理事会の議長は会長が務め、その議決は

出席者の過半数をもって決するものとします。

- 2 理事会は、原則として毎月1回開催し、本会の事業実施に必要な諸事項について協議決定します

第 12 議事録

総会及び理事会において議事録を作成し、議事録作成人は議長がその場で選任するものとします。

【附則】

- 1) 本会則は、平成 29 年4月 15 日から実施します。
- 2) 会費は、個人の場合、1人年 1,000 円とし、団体の場合、1団体年 10,000 円とします。